「倉敷市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）」のパブリックコメントの結果

「倉敷市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）」について，「倉敷市パブリックコメント手続要綱（平成２１年告示第６８３号）」に基づき，市民の皆様から広く意見を募集しましたが，その結果は次のとおりです。

記

　１　意見等の件数　　　　０件

　２　意見を求めた「倉敷市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）」

　　　概要について，次ページからのとおりです。

　３　今後の予定

　　　平成２６年７月４日策定しました。ホームページで公表しています。

　４　参考

　　　閲覧及び募集期間　　平成２６年５月１２日（月）～５月３０日（金）

【担当課】

倉敷市保健所保健課（総務係）

電話４３４－９８００

倉敷市新型インフルエンザ等対策行動計画　概要版

◆はじめに

　倉敷市では，これまでに国及び岡山県の新型インフルエンザ対策行動計画を平成18年（２００６年）に「倉敷市新型インフルエンザ行動計画指針（暫定版）」を策定しました。平成２１年４月のメキシコ・ブタ由来のインフルエンザ（H1N1）２００９発生への対応にあたり，この経験を踏まえ，改めて「倉敷市新型インフルエンザ対策行動計画（平成２２年７月）」を策定し，対策を推進してきました。

　平成２５年４月に新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下，「特措法」という。）が施行されたことに伴い，国が「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下，「政府行動計画」という。）を新たに作成し（平成２５年６月），岡山県も平成２５年１０月に「岡山県新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定したことを踏まえ，特措法第８条に基づき，従来の行動計画を改定したものです。

　　■対象とする感染症

■対策の目的

１　感染拡大を可能な限り抑制し，市民の生命及び健康を保護します。

　　　２　市民の生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにします。

■対策の効果

　　　

◆新型インフルエンザ等対策特別措置法および国・県・市の行動計画

**国**

**岡山県**

**倉敷市**

新型インフルエンザ等対策特別措置法

医療，社会機能維持等の危機管理対策を強化

①発生に設置する「対策本部条例」の制定

②新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画策定

新型インフルエンザ等対策政府行動計画

（平成25年6月7日策定）

□特措法に基づく行動計画

□対象を「新型インフルエンザ等」に拡大

□緊急事態宣言の運用を規定

□予防接種の規定

□指定公共機関の役割を規定

等

岡山県新型インフルエンザ等対策行動計画

（平成25年10月24日策定）

□基本的な方針

□県，市町村等の役割

□対策の基本項目

□各段階における対策

倉敷市新型インフルエンザ等対策行動計画

（平成26年7月策定予定）

【総論】

□国，岡山県，倉敷市の行動計画について

□市の基本方針

□市の危機管理体制

□発生段階別対応の目標と対策

【各論】

□各発生段階における対策

岡山県新型インフルエンザ等対策本部条例

**倉敷市新型インフルエンザ等対策本部条例**

◆新型インフルエンザ等対策における対応体制（危機管理体制）

　　　　　　　　　　　　【倉敷市】　　　　　　　　　　　【岡山県】　　【国】

未発生期

発生等の情報収集

保健所は国，県等から情報を収集し共有

発生等の情報収集

「岡山県新型インフルエンザ等対策本部」の設置

「政府対策本部」の設置

　　　　　基本的対処方針の決定

「倉敷市新型インフルエンザ等対策

　　　　　　担当者連絡会」の開催

◆倉敷市保健所が事務局

◆市役所の各課代表者で構成

海外発生期

「倉敷市新型インフルエンザ等対策

　　　　　　　　　連絡会議」の開催

◆保健所長を会長とし，保健所の各課代表者等で構成

地域未発生期

「倉敷市新型インフルエンザ等対策

　　　　　　　　幹事会」の開催

◆副市長を会長とし，総務局長，保健福祉局長，消防局長，教育次長，危機管理監，保健所長で構成

【政府が緊急事態宣言をしたとき】

◆国内感染の拡大に伴う，国の基本的対処方針の変更

◆県知事による施設の使用制限等の要請など，各種対策を実施

地域発生早期

「倉敷市新型インフルエンザ等

　　　　　　　対策本部」の開催

◆市長を本部長，副市長を副本部長

◆各局長，保健所長等で構成

地域感染期

政府対策本部

の廃止

岡山県新型インフルエンザ等対策本部の廃止

小康期

「倉敷市新型インフルエンザ等対策

　　　　　　　対策本部」の廃止

◆必要に応じて，市長による「終息」を報告し，本部を廃止

◆対策の主要項目における主な改定内容

1. 実施体制
* 実施体制として，倉敷市における対策本部の設置に関すること（条例を制定）及び対策本部に関する規程（訓令）を定め，対策の基本的対処方針の決定に関すること等について記載。
* 国・県は，一般的な相談に応じるための「コールセンター」を設置するという計画であるが，倉敷市においては，すでにコールセンターがあるため，その名称を呼び分け，設置して相談にあたる（一般のコールセンターを「倉敷市コールセンター」とし，新型インフルエンザ等に関する一般的な相談センターは「新型インフルエンザ等相談センター」とする）。
* 倉敷市コールセンター（なんでもコール）では，可能な範囲でＦＡＱでの対応と，各担当部署への振り分け作業を行うこととする。
* 従来，「発熱相談センター」と言われたものは廃止し，受診調整のための「帰国者・接触者相談センター」を設置し，相談対象者の特定化と相談の明確化を図る。
1. サーベイランス・情報収集
* 海外発生期の段階から，その病原性，感染力について情報収集を行う。
* 市内インフルエンザ患者，入院患者及び死亡者の発生動向を調査及び流行しているウイルス性状の把握を明記。
* 地域発生早期までにおける患者全数把握の実施，並びに学校サーベイランス及びウイルスサーベイランスの強化。　※地域感染期における患者全数把握は中止し，学校サーベイランス及びウイルスサーベイランスは平時の体制に戻す。
* 地域発生早期までにおける積極的疫学調査の実施（「疑似症患者」，「患者（確定例）」，及び「濃厚接触者」の調査）＊地域感染期における積極的疫学調査の中止
1. 情報提供・共有
* 国から発信される情報については，マスコミ先行型になりがちであることを踏まえつつ，岡山県との協議等で確認できた情報を，インターネット及び庁内ＷＥＢにて一般市民及び庁内職員へリアルタイムでの情報提供を可能な限りおこなうこと。
* 倉敷市コールセンター（なんでもコール）において，ＦＡＱを活用しながら一般的相談に対応する。
* 倉敷市コールセンターで対応できない内容等で，帰国者・接触者相談センターで取り扱うもの以外は，新型インフルエンザ等相談センターで対応する。
1. 予防・まん延防止
* 感染拡大防止策は，個人の行動を制限する面や，対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面があるため，県の方針（県知事決定）を踏まえ，倉敷市における対策の効果と影響力を総合的に判断する想定としている。
* 発生前から関係業者，関係機関及び市民に周知する想定である。
* 「職員の感染予防（業務上必要な感染防止品の確保，備蓄含む）」に関する計画について，新たに記載した。
1. 医療体制
* 未発生期における二次医療圏等の圏域を単位とした地域の実情に応じた医療体制の整備（岡山県）。
* 従来の「発熱外来」を「帰国者・接触者外来」に変更。
* 地域発生早期までにおいては，受診調整の意味を含めて帰国者・接触者相談センターを設置する。
* 医療機関に帰国者・接触者外来を設置（岡山県）。
* 地域発生早期までにおいては，新型インフルエンザ等患者に対し，原則として，感染症法に基づき感染症指定医療機関等で入院措置。
* 地域感染期においては，帰国者・接触者相談センター，帰国者・接触者外来，及び感染症法に基づく入院措置を中止し，一般の医療機関において診療。

地域感染期において医療機関が不足した場合，定員超過入院や臨時の医療施設等により医療を提供（岡山県）。※臨時の医療施設については，緊急事態の場合の措置

* 通常の協力依頼のみでは医療の確保ができないような場合，県が医療関係者に対する要請等を検討するため，市として協力・対応できることについて。
* 搬送及び移送体制の確保。
* 岡山県環境保健センターにおけるPCR等の確定検査の実施（岡山県）への協力。
* 抗インフルエンザ薬の予防投与については，国の方針に基づき原則地域発生早期までは岡山県と連携して患者の濃厚接触者に対し，必要に応じて予防投与を実施する。国内感染期以降は，状況にもよるが患者の濃厚接触者への予防投与は原則行わないこととして対応。
1. 市民生活及び地域経済の安定の確保
* 従来の内容に加え，「業務継続計画」との連動を計画に入れた。倉敷市という組織自体の業務継続計画を踏まえた計画であることと，指定地方公共機関及び，その他社会機能維持事業者の業務継続計画を想定した計画である。
* 新型インフルエンザ等発生時に，事業者等に対して，医薬品や食料品等の必要物資の円滑な流通が確保されるよう要請すると共に，その価格が高騰しないよう，また買占めや売り惜しみが生じないよう，協力要請について記載している。
* 市民に対する食糧品等の備蓄の要請。
* 要援護者への支援に関すること。
* 埋火葬対策，ごみ処理対策の実施。
1. 予防接種
* 特定接種対象者に限る倉敷市職員に対する特定接種の実施。
* 国が実施する登録時業者の従業員に対する特定接種実施への協力。
* 住民接種における準備や体制について検討すること等を記載。